

長野モデルにおける コモンズについて

石塚 秀雄

1. はじめに

信州長野県はどのような地域モデルの形成できるものであろうか。それはなによりも地方あるいは地域発展・開発の地域モデルであるべきであることは誰も認めるところであろう。独自のモデルになるためには、第一に、長野における地方政府、地方自治はどのような形となるのか、第二に、公権力と市場との関係あるいは公的セクターの責任と民間セクターとの関係はどうあるべきなのか、第三に、実現されるべき住民参加とはなにか、がまず問われるであろう。

田中康夫知事の誕生以来、長野県は全国的にも独自のビジョンを提出している。脱ダム宣言が象徴するように、旧来型の土建的公共事業システム廃止の問題提起は、いまや全国的にも旧来型の地域経済開発手法の非有効性が是認されつつあり、その先駆性が評価される。しかし、いわゆる長野モデルの基本ビジョンはどのようなものか。それについてまず中間答申として長野県総合計画審議会専門委員会(座長、東京大学名誉教授宇沢弘文)が提出した「未来への提言(案)～コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス～」(2003.12.2)を手掛かりに見ていきたい。なお、この小論は、この提言(案)の持つ新しい積極的意義を肯定的に評価するものであり、なおかつより発展的な議論の展開のために、いくつかの問題点を指摘するというスタンスである。

同専門委員会の委員には、他に次のようなメンバーである。五十嵐敬喜(法政大学教授・弁護士)、加藤秀樹(構想日本代表)、川勝平太(国際日本文化研究センター教授)、神野直彦(東京大学教授)、野田正彰(京都大学教授)。いずれの委員も著作をたくさん持つが、五十嵐氏の著作には『市民版行政改革―日本型システムを変える―』(岩波新書)など、宇沢氏には『社会的共通資本』(岩波新書)、川勝氏には『富国有徳論』(中央公論文

庫)、神野氏には『人間回復の経済学』(岩波新書)、野田氏には『犯罪と精神医療』(岩波現代文庫)などがある。

2. 「未来への提言(案)」 の骨子

提言の骨子は次のように記されている。

- 二十世紀型工業社会は、美しい自然環境を損ない、私たちに真のゆたかさをもたらしていないという点において、明らかに行き詰まりを見せているが、これは、これまで私たちが社会的共通資本を適切に管理・運営してこなかったことに起因するものといえる。
- 二十一世紀型のゆたかな社会を創り上げていくためには、社会的共通資本とコモンズの考え方にもとづき、社会のあり方や私たちの意識を大きく変革していくことが求められる。
- このことは、地域に暮らす人々が主役となり、豊かな社会に必要な「大切なもの」を自分たちの手に取り戻し、守り育ていくこと、すなわち、「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」により可能となるものである。
- このとき行政は「コモンズ」とも協働し、もしくは「コモンズ」からのルネッサンスを支援・補完し、制度的諸条件を整える役割を担う。

ここでいう「ゆたかな社会」とは「本来的な意味でのリベラリズム【自由主義】の理想が実現される社会」である。「ゆたかな社会とは、すべての人々が、その先天的、後天的資質と能力とを十分に生かし、それぞれのもっている夢とアスピレーション(熱意、抱負)が最大限に実現できるよ

うな仕事に携わり、その私的、社会的貢献に相応しい所得を得て、幸福で、安定的な家庭を営み、できるだけ多様な社会的接触をもち、文化的水準の高い一生を送ることができるような社会である」。そのための基本的諸条件として次のようなものを上げている。

1. 豊かな自然、2. 快適な生活・文化環境、3. 学校教育制度、4. 最高水準の医療サービス、5. 希少資源の効率的・公平の分配のための経済的、社会的制度。

リベラリズムはなによりも個人の全面的な発展可能性への信頼に根拠を置く思想であり、古典的にはJ. S. ミルやJ. ベンタムに見られるように個人の幸福の最大化を追求するものであり、それを疎外する国家の干渉を排除するというスタンスを取る。現在の主要思想である新自由主義は市場唯一主義とも言える極端化したものであるが、報告でいう「本来の意味でのリベラリズム」はアメリカの教育哲学者J. デューイと、経済学者S. ヴェブレンのそれを示すとされ、デューイは「学校制度の果たす社会的統合、人格的発達、平等主義」を、ヴェブレンについては「一人ひとりの人間的尊厳と魂の自立が守られ、市民の基本的権利が最大限に確保されるという視点に立って、経済制度に関する進化論的分析を展開する」ものと紹介されている。新自由主義との違いがどこにあるかと推測するならば、諸条件における「最も効率的かつ公平に配分されるような経済的、社会的制度の整備」に求められるのであろう。

こうした考えは、憲法第13条の個人の尊重および幸福追求権、また第25条の生存権および国の社会的使命「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」に依拠した従来の公的社会保障の充実の主張とどのような関係にあるのか。第一に、国の公的責任や社会保障のナショナルミニマムの充実を強調するよりも、「自由主義」的により国家から遠ざかること、すなわち分権化という標語が強調されている。ナショナルミニマムについての地方分権推進会議（その背後にある国）の態度については、提言（案）の注で次のように捉えられている。「国

が広く国民全体に対して保障すべき必要最低限の生活水準。（ナショナルミニマム）の考え方や達成の仕組みが存在する限り、国の地方への関与は止まず、国と地方との明確な役割分担に基づいた地方の自主性、自立性は育ち得ない。今日の我が国にあっては【ナショナルミニマムはすでに達成されているという前提らしいが。論者注】このような考え方自体改め、その仕組みを廃止すべきであるとしている」。一方、提言（案）自体がナショナルミニマムをどのように捉えているかといえ、工業社会における欧米へのキャッチアップ手段としてのナショナルミニマムの効率的な達成が図られた、という史観においては同一であり、「それは教育や高齢者の福祉サービスなどでも同様であった。その結果、わたしたちは多くのものを手に入れると同時に、失った『大切なもの』も多かった。日本の地域社会は画一的で個性のないものとなった」と述べている。

ここには、悪しき自由主義から良き自由主義への転換というこの提言（案）の基本的な精神を見ることができる。また社会政策的には産業主義・経済主義的史観がベースになっており、日本では戦後経済発展のための「社会保障」政策や社会的基盤作りがなされたが、国民国家におけるその役割は終えたと見なされている。報告書では福祉国家の議論はなされておらず、もっぱら、中央政府による地方支配の図式が強調されている。ナショナルミニマムの意義の終焉宣言は、公共的利益（パブリック・インタレスト）の領域の普遍性と平等性の縮小化を意味する。また、貧困問題というテーマの欠落をも意味する。いったい、日本ではこれまで地域づくり（地域開発あるいは社会開発）議論においては、貧困問題は捨象される傾向が強い。この点については、ヨーロッパにおけるコミュニティ・デベロップメントの主要なテーマはなによりも貧困克服・雇用創出の問題である。近年我が国においても、急速な雇用不安状況が出現しているが、まだそうした問題が明確なビジョンをもって地域社会づくりとリンクされてはいない。憲法に基づく最低賃金問題、最低限生活保障問題はすでに克服された問題であろうか？国家の果たすべき役割が強化されるべきであるとは言えても、決して国家がすでにそうした責任を十分に果たし

ているとは言えない。この点では、ミニマムの充実に放棄するわけにはいかず、報告書の楽天主観が散見される。そうした情緒的な楽天主観が「コモンズ」を田園風に捉えてそこに依拠するという、新しい地域主義の考えを生み出している。

3. コモンズとはなにか

長野モデルのキーワードとして「コモンズ、Commons」という用語があげられている。コモンズとはなにか。提言（案）によれば、「コモンズとはもともと、ある特定の人々の集団あるいはコミュニティにとって、その生活上あるいは生存のために重要な役割を果たす希少資源そのものか、あるいはそのような希少資源を生み出すような特定の場所を限定して、その利用に関して特定のルールを決めるような制度」をさす。すなわち、特定の場所が確定され、対象となる資源が限定され、さらにそれを利用する人々の集団ないしはコミュニティが確定され、その利用に関する規制が特定されているような一つの制度を意味するのである。コモンズは、地域コミュニティを基盤にした社会的共通資本の管理のための社会制度とも位置づけられている。日本における伝統的なコモンズとしては「入会権制度」、「結い」「講」などがあげられ、また空海（弘法大師、774-835）がスリランカの灌漑技術を導入して行った灌漑事業もその一例としてあげられている。

長野県の広報によれば、コモンズで取り組む例として「・学校や地域が一体となって子供を育む取り組み（学校単位・地域単位など）・育児やお年寄りのお世話などの福祉サービス（NPO、ボランティアなど）・地域の街並みの景観や田園景観づくり（集落単位、地域単位など）・異業種の分野で知恵を出し合う新たな製品づくり（企業連携など）」が上げられている。また「コモンズでは、一人ひとりが自分の意志で参加し、臆せず心を開いて語り合うことから始まります。その積み重ねが人と人との“信頼の絆”となり、共通の認識（コモンセンス）が築かれ、解決や実現に向けた真の具体策へとつながります。そして一人ひとりが自律的に取り組んでいく…この循環がコモンズを育みます」とある。

このようなアプローチは、アングロサクソン系

のコミュニティ・デベロップメントにおけるコモンズ運動にその範を取っていると思われるが、その淵源は封建イングランドにおける共有地の所有および管理の問題である。コモンズという言葉は現在我が国でもこれまでのコレクティブ運動と並行して新しい市民運動あるいは社会運動の組織名称として使用されつつあり、その組織構造の定義が確定していないようである。

ある論者（井上真、伊藤貴子。<http://future.humeco.m.u.-tokyo.ac.jp/F-eco.htm>）は、コモンズは資源が構成員によって共同で利用・管理される共同所有制度であり、「自然資源の共同管理制度、および共同管理の対象である資源そのもの」と定義している。またコモンズの用語には2つの意味が含まれているとしている。すなわち、「①『みんなの』共有資源そのもの：資源を共有する人々の規模は農村（地域共有資源）から地球規模（地球共有資源）まで様々なレベルが含まれる。②共有資源を巡る人と人との関係を規定する所有制度：例えば共有権、入会権、共同利用権。これまでの議論では、公的所有制度と私的所有制度はコモンズ概念には含まれていない」。また、コモンズの定義については3つの異なる立場があるとしている。すなわち、「①共的所有制度＝コモンズ。非所有制度は除外。②コモンズ＝非所有制度。共的所有制度＝コミューナル。③非所有制度＝グローバルコモンズ。共的所有制度＝ローカルコモンズ」。ここでは所有の種類としては①非所有制度（資源は誰の財産でもなく、すべての個人や団体によって利用される）、②公的所有制度（資源の所有権は国あるいは地方公共団体にあり、利用・管理も公的機関が行っている）、③共的所有制度（資源は構成員によって共同で利用・管理されている）、④私的所有制度（個人は社会的に許容される範囲で、他人を排除し、資源を使用・収益・処分する権利を有する。この制度の下にある資源は、消費の排除性と競合性を持つ私的財にあたる）、としている。

以上をみるならば、提言（案）で示されるコモンズとは多義的な内容をさしているが、いずれも多様な地域資源（制度や文化を含めた）を活用するものである。しかし、地域社会（コミュニティ）という概念は、日本においては曖昧であり、しか

も伝統的なそれがなくなりつつあるとするならば、コモンズはどのようなコミュニティを想定して依拠しようとするのであろうか。またその所有あるいは占有形態はどのようなものか。それは市場の論理とどのような関わりをもつのか。また長野県という地方自治体はコモンズの一つなのか、それとも公権力であり公的所有制度の下にあるものなのであろうか。ともかくも提言（案）の想定するコモンズがいわゆる公的セクター（行政）と非営利民間セクター（あるいは市民社会セクターといえるか）との協働の一形態として位置づけられていることには間違いはないが、それは、市民経済セクターと呼べる実体を営利民間市場セクターとの対抗において、確立できるものなのであろうか。もしそうだとするならば、その具体的な第一歩とはどのようなものになるのだろうか。コモンズの議論は、我々が十数年間議論してきた非営利・協同セクターないしは社会的経済セクターの議論と重なるところが多いが、重ならない点も多い。その大きな観点の違いはなによりも明確な経済事業体としての把握の相違である。提言（案）では、コモンズのような「社会的組織」は社会的共通資本の管理を信託されたものとして、「市民に対して直接的に管理責任を負うもの」であり、事例として「この社会的組織は、医師や教師といった、いわゆる『資格』を有するような職業的専門家集団に限らず、その社会的共通資本に対し幅広い知識や経験を有する人々によるものなども考えられる」としている。

4. 住民参加

長野県の提言（案）で示されたコモンズを媒介として行われる「地方政府と住民の協働作業」の構想は、従来の住民参加議論から大きくはずれたものではない。それはこれまでのアメリカのコミュニティ・デベロップメント議論に類似したモデルと言える。アメリカの議論に基づいて、住民参加モデルは、松原治郎（1973）の議論に従うならば、次のように整理することができる。すなわち、

- ① 社会階級モデル（貧困層の救出→政府による失業雇用対策、職業教育訓練→政府のイニシャチブ施策）
- ② 社会運動モデル（市民層の抗議による社会

的変革、文化的改良、自律的市民運動→市民のイニシャチブ）

- ③ 社会開発モデル（近隣住民動員型→コミュニティのイニシャチブ）

住民参加における第一の社会階級モデルの基本的な考え方とは、社会には階級・階層区分が存在し、そのために貧困層をなくしていくことが基本的に重要であり、その手段として政府（中央と地方）などの公的セクターの役割を重視するということである。この場合の住民参加は、基本的には行政主導型による住民の自主性の拡大という方向であり、住民は行政からの情報、メッセージ、サービスに呈する受動的な受け手すなわち「受給者」になる。この住民参加の方式には「抗議型」、「誓願型」、「下請け型」、「強調型」などがある。このモデルは我が国でも主流の「住民運動」、「地域運動」として展開してきた。池上洋通（1999）は、住民運動の到達点の特徴として次の5点を上げている。①社会的ひろがり。行政のすべての分野に対応してきていること。②地域的、組織的な主体性や創造性が強くなってきている。ボランティア、NPO型の活動の発展もこれに拍車を駆けている。③地域の課題や政治目標に対して、連帯して運動を広げようとする流れがひろがりつつあること。④行政や政治に対して批判や要求をぶつけるだけではなくて、課題解決のための「政策」、「対案」を提起するようになってきている。⑤議会や行政への直接参加を求める運動が拡がりつつあること。

第二の社会運動モデルは、下からの市民によるインフォーマルな「草の根型」の市民組織による、地域性よりも機能主義的な特徴を持った社会的、政治的、文化的運動である。行政・公的セクターとの関連性は薄い。NPO、NGO、ボランティア組織、自助グループ、市民団体などがこの種の組織として上げられる。主として利他主義的であり、社会や住民に対して貢献するという点ではドナー（与え手）の役割を果たしている。

第三の社会開発モデルは、コミュニティにおける総合的な住民参加を前提にしている。アメリカの都市開発（アーバン・デベロップメント）運動は先進国型、都市型の社会開発モデルとして先駆

的である。この場合、住民参加は、コミュニティの既存の住民組織制度（行政区、家族、制度的団体）の中で行われるばかりでなく、住民にニーズに相応しい新しいコミュニティを作り出すとい形に移行しつつある。なによりもコミュニティにおける社会階層の分化と住民ニーズの多様化によって、多元型、混合型、雑種型に住民組織化が進みつつあることの表れである。またさらに従来の国家や市場に依拠した効率性と実効性の再編が進みつつある結果でもある。住民を動員（mobilize）することから自己活力化（empower）することに重点が移行しつつある。この場合でも、コミュニティは、公的セクター（行政）と営利民間セクター（市場）という2つの経済セクターに媒介されるものとして想定されている。

提言（案）に見られる住民参加の考えは、従来の「行政がいかに住民参加させるか」という住民組織化から「住民の活動がいかに行政に参加させるか」あるいは「住民がいかに自らを組織化するか」へ視点が転換している点で非常に評価することができる。しかし、その住民は多様であると言いながら、単色で描かれているのは、やはり従来の行政的視点を強く残していると言わざるを得ない。一般に、行政の視点から見ると「住民」とは納税者とその家族であり、公平性の原則にたったサービス受益者としての住民である。そのサービスとは住民自体の差異性、たとえば、社会階層の違い、職業の違い、民族の違い、収入の違いなどを前提にしたサービスとしては基本的に行われえない。しかし、住民参加の場合、住民は多様な人々の集団区分により形成されているという視点が重要なのである。

5. 県(地方自治政府)と中央政府との協定を

長野について言えば、いわゆる地方政府（ローカル・ガバメント）の規模を長野県としたとして、長野県の人口は230万人であるので、これは県（プロビンス）としては巨大であり、州（ステート）と呼ぶものにすることも可能であり、また地方政府（ローカル・ガバメント）と呼ぶものにすることも可能である。

地方自治政府を創るとして、中央政府（日本政

府）が目指す道州制に基づく、中央支配型の地方政府のように「疑似地方政府」あるいは「準中央政府」にならないためにはどうしたらよいのか。

「分権化」が下請化にならないためにはどうしたらよいのか。財政的・政策的統制の自立性すなわち自治権の拡大を政治的に勝ち取る必要がある。しかし、一方、中央政府の財政再建のための手段としての地方政府といった地方自治モデルについても強い支持がある。すなわち、もし中央政府が、公正な判断をして、下部機構（地方自治体）に対して「適正な」措置を採ることが可能ならば、財政的なバランスにおいては十分に必要な政府であることが可能だからである。そのとき「官僚の政策学習と判断に誤りはない」という神話が復活する。「新しい適切な中央政府」の確立が選択肢となり、社会保障、労働政策、経済政策、租税の配分（補助金・交付金など）による調整によって、地方自治体は持続可能となる、という考え方である。これは現状における市町村合併推進派を支えるロジックであろう。この選択肢を好む人の中には「新しい福祉国家」や「正しい政府（道徳的国家）」を目標とする人々も入る可能性がある。基本的には強くて正しい中央政府の必要性を是認するからである。そしてこのモデルの強みの源泉は、財源を中央政府が直接的間接的にコントロールしていることである。この考えに大きな政府と小さな政府論や民営化論をジョイントさせると議論はさらに輻輳することになる。

提言（案）におけるいわゆる長野モデルは、地方分権の主體的な道具として新たにコモンズを想定している。そしてこのコモンズの中味は多様であるから、既存の組織やグループなどが「コモンズ」の名の下に転換・再編される必要があろう。一方、しかし「地方自治体」から「地方政府」あるいは「地方自治政府」に転換すべきだとすれば、そのためには統治システムの大きな転換とジャンプが必要である。したがって、地方（自治）政府になるための第一の選択肢は、中央政府から相対的自立と統制を緩和することである。政治的、経済的、社会的、文化的な側面での自律のためには、なによりも財政的な自律の確保が重視される。

この時に、中央政府と地方政府の役割分担は変わらなければならないが、地方を国の下請け化す

るような裁量権なしの執行実務だけを押しつけるというこれまでのような方式を変えるための方策のひとつは、国と県における対等な経済・政策協定を結ぶことである。中央政府の役割を縮小すべきであり、それは古典派経済学の祖アダム・スミスが構想した国家の機能（防衛、司法、公共事業、主権維持）までに縮小してもよいだろう。この場合、中央政府は当然ながら、その公共原理と平準化原理に基づいて、地方間の格差解消をすることを最大の任務にしなければならない。

6. 政府と市場の二元論を克服し、非営利・協同セクターの創出を

現在の長野モデルの議論の到達点はどのへんであろうか。公共事業の在り方すなわち、財源の配分を軸にして議論が行われている。一方で、NPO活動、住民運動、社会運動などがあり、住民参加のツールとして重視されつつある。しかしこれらは、いくつかの県でも意識的に行われているのであって、かならずしも長野モデルの売りとはならないであろう。

田中県政の当初の政策判断の背景には二つの要素があったと思われる。ひとつは脱ダム宣言に象徴される従来型公共事業方式の見直しであり、もう一つは、市場論理の導入であった。第一については、ダムにたまった土砂が一挙に崩壊して土石流のように、そのシステムを支えていた人々を押し流してしまったかのようであった。それらの人々すなわち、利害を共有するところの建設業界と公務員集団およびそれらの代理人からの抵抗があったのは当然である。この戦いはともかく知事の再選ということで一応の政治的な勝敗が示された。ただし問題が解決したわけではない。新しい変化に対応する気持ちのなくなった一部の県会議員は引退したが、県会議員の多くは、変化の必然を納得しているわけではないし、また県職員もサービス業という彼らに与えられた「新しい」自己規定についてはどのように意識しているかは定かではない。それは県職員給与引き下げ案に対決する論理を県職員組合がうまく組み立てられず、従来型の反論的説明を県民に行ったことにも現れている。しかし、賃下げを受け入れる善意の職員になれという要求は、市場の中で平等主義的な資本

家になれと言うのと同じである。

第二に、当初、効率と競争という市場の論理を行政に持ち込んだことは、なにも長野独自のことでなくて、国や他県の民営化路線を支える論理であって、イデオロギー的には「革新的（イノベータータイプ・プロGRESSIV）」とは必ずしも言えなかった。公共概念をどうとらえるかがこの問題の鍵であるが、これも従来通りの二つの考えによって分けられている。第一は、新しい変化の領域を準公共財（社会的共通資本）として捉えることである。第二は民営化するが市場論理とのリンクとして考えることである。

しかし、社会的共通資本を強調しコモンズという考えを導入することによって、従来の公共セクター（行政）と民間セクター（市場・企業）という二元論を越える意識的なものになったであろうか。提言（案）で新しく導入されたコモンズの考え方は、公的セクターでもないし、営利民間セクターでもない新しい地域的共同セクターといえるが、それは、これまでの我が国の理論的蓄積においては、まさに非営利・協同セクター（あるいは社会的経済セクター）と関連させて捉えるべき領域であろう。提言（案）は地方行政の立場からのものであるという限定性があり、まだ二元論の枠内で変形させているにすぎない。しかし、社会的セクターという三番目の経済セクターの役割を重視することによって、地域における経済的発展、労働の発展、社会サービス供給、民間企業、産業、市場の問題に風穴をあけることが可能であろう。

たとえば、地域密着型の新産業の企業形態はどのようなものか。それがたとえばコモンズとどのような関係性をもつものなのか。それを考えるならば、社会的企業の組織運営形態がどのようなものになるのかなどを考えて行かなければならない。提言（案）では知識（IT）産業の起業育成だけが強調されているかのように見られるのはその点で不十分だと言える。

社会的貢献性をもち非営利性（共同性・一般利益性）を持った社会的企業・非営利協同事業体という構想と導入をすることによって、住民参加というスタイルが、地域コミュニティにおける大きな問題すなわち、労働・雇用の確保と社会サービスの充実において、住民が単なる（公的にせよ民

間によるにせよ)サービスの受益者ではなくて、サービス生産のための事業体のメンバーの一員としての位置づけが行われることによって、真の住民の主体性が確立されることになる。つまり、緊急の課題としての雇用創出と社会福祉および生産の参加的な新しい企業形式が重視されなければならない。

そのためにはなによりも「社会的セクター」のネットワーク化を進めなければならない。良き行政たる長野県は、まず、社会的貢献性をもった非営利・協同的な事業体、組織、企業、住民運動組織、NPO、社会サービス組織などのネットワーク化の場所を提供するための組織を創る必要がある。それはたとえば「コモンズ」関係推進委員会・協議会といった名称でもよい。

長野モデルがそうした地点にまで踏み込み、公的セクターと市場セクター、社会的セクターとを組み合わせたシステムを上手に作ることができれ

ば、長野モデルは真に先進的な独自モデルとなり、長野県の中世時代を転換した「長野県ルネサンス」を実現し、「信州革命」起こすであろう。

参考文献

- 佐藤誠編、『社会開発論』、2001、有信堂
松原治郎編、『社会学講座第14巻 社会開発論』、1973、東大出版会
池上洋通『地域活動事始め』、1999、自治体研究社
R.F.Ferguson & W.T.Dickens “Urban Problems and Community Development”, 1999, The Brookings Institution.
M.H.Shuman, “Going Local”, 1998, Freepress

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

【事務局ニュース】 2・研究費助成の公募

(詳細は事務局までお問い合わせください)

1. 目的

非営利・協同セクターおよび、社会保障、医療、経営管理労働問題など、研究所の定款に掲げる目的に添った、人々の「いのちとくらし」に関わる社会的経済的政治的分析調査研究を支援する。

2. 対象

- ・個人による研究
- ・グループによる共同研究

3. 助成金額

- ・個人： 30万円程度（最高 50万円）
- ・グループ：100万円程度（最高200万円）

4. 応募方法

所定の助成申請書（申込用紙）による。

5. 申込締切

- ・年2回（3月、9月）
- ・受付後3ヶ月程度で申請者宛に通知および助成金の交付を行う。